

令和 7 年度四日市市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 7 年 5 月 3 0 日制定

1 目的

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 2 4 年法律第 5 0 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために定める。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この調達方針は、本市が発注する物品又は役務の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）に基づく施設等
 - ア 就労継続支援事務所（A 型、B 型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法に基づき、国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 2 3 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（次の①から③の全てを満たすもの）
 - ① 障害者の雇用数が 5 人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の 2 0 % 以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度障害者の割合が 3 0 % 以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

5 調達する品目の種類等

特に分野を限定することなく、調達可能な物品等とする。

なお、調達にあたっては、可能な限り計画的なものとし、障害者就労施設等に配慮した納期の設定等に努めることとする。

6 障害者就労施設等が供給する物品等の調達の目標

令和7年度の目標額は、令和6年度に障害者就労施設等から調達した実績額を目標として設定し、それを上回るよう努める。

7 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、次の方法を実施する。

(1) 調達目標金額の設定

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進のため、毎年度、調達目標額を設定する。

(2) 情報の提供

障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集し、庁内各部署に対してその情報を提供する。

(3) 優先調達の依頼

障害者就労施設等から物品等を優先的に調達するよう庁内各部署に対し依頼する。

8 調達方針及び調達実績の公表

毎年度の調達目標額の設定を含む、調達方針の見直しを行ったときは、市ホームページ等により、公表する。

この調達方針に基づき調達した物品等の調達実績については、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により、公表する。

9 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。